



2024年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社 ペイロール  
代表者名 代表取締役社長 湯浅 哲哉  
(コード番号：4489 東証グロース)  
問合せ先 取 締 役 影 山 貴 裕  
(TEL. 03-5520-1400)

会 社 名 株式会社 TA アソシエイツジャパン 1 号  
代表者名 代表取締役 浅田 泰輔

**(訂正) 株式会社 TA アソシエイツジャパン 1 号による  
公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社 TA アソシエイツジャパン 1 号は、株式会社ペイロールの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関する 2024 年 1 月 25 日付公開買付届出書について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2024 年 2 月 9 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2024 年 1 月 25 日付「公開買付開始公告」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 TA アソシエイツジャパン 1 号（公開買付者）が株式会社ペイロール（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024 年 2 月 9 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2024年2月9日

各位

会社名 株式会社 TA アソシエイツジャパン 1号  
代表者名 代表取締役 浅田 泰輔

### (訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社 TA アソシエイツジャパン 1号 (以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社東京証券取引所のグロース市場に上場している株式会社ペイロール (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) 並びに 2017年12月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) の全て (ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式並びに対象者の代表取締役社長であり対象者の第8位株主 (2023年9月30日時点) である湯浅哲哉氏が所有する対象者株式及び本新株予約権の全て (ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。) を除きます。) を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引の一環として、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を2024年1月25日より開始しております。

今般、①外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。) 第27条第2項但書に基づき、2024年2月7日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2024年2月8日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったこと及び②外為法の定めによる届出の根拠条文に誤記があったことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である2024年1月25日付「公開買付開始公告」 (以下「本公開買付開始公告」といいます。) の記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年2月9日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。

### 記

本公開買付開始公告の訂正内容

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

## 2. 公開買付けの内容

### (11) その他買付け等の条件及び方法

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしツ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

なお、公開買付期間 (延長した場合を含みます。) 満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法

(昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。) 第 27 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等若しくは特定取得に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合、又は国の安全等に係る対内直接投資等若しくは特定取得に該当すると認められ、当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イないしヌ及びワないしツ、第 3 号イないしチ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

<後略>

以 上

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

このプレスリリースに記載されている情報には、公開買付者、対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者が現時点で把握可能な情報から判断した公開買付者の現時点における見通しに基づくものであり、実際の結果は、多様なリスクや不確実性により、公開買付者の見通しとは大きく異なる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。